# 赤穂市障がい者基幹相談支援センターの愛称名及び 生活困窮者自立支援機関との連携強化ついて

赤穂市障がい者基幹相談支援センターへの相談は、同じ社会福祉課内の赤穂市生活困窮者自立支援事業と連携することが多く、相談窓口の愛称名を同じとすることで、生活に関する相談、障がいに関する相談など福祉に関する相談窓口として入り口を広げ、相談に訪れやすい窓口とすることで相談機能の強化を図り、福祉の向上に寄与する。

記

- 1 愛 称 名 え~る
- 2 意 味 あなたを応援します、後押ししますという気持ちを込め「エール(応援、声援)をやわらかくひらがなで表現したもの
- 3 使用開始時期 令和2年10月1日
- 4 周 知 方 法 ホームページ、市広報による周知 ※市広報については、10月号で掲載予定
- 5 表示方法 赤穂市障がい者基幹相談支援センター「え~る」
- 6 そ の 他 社会福祉課相談窓口「え~る」と同じ愛称とし、相談は協働で実施

## 1. 赤穂市障がい者基幹相談支援センターについて

赤穂市障がい者基幹相談支援センターは、障害者総合支援法に基づく地域生活支援 事業のひとつとしてセンターを設置することとされており、赤穂市では地域の障がい 福祉に関する相談、訪問等の継続した支援が年々増加し、求められるニーズも多様化 する中、既存の社会資源を有機的に結び付け、地域全体で支える仕組みと障がい福祉 の様々な課題に対応する体制づくりを推進するため、平成29年4月から設置してい る。

事業を医療法人千水会に委託し、委託業務内容として、①基幹相談支援事業、②地域生活支援拠点事業、③障害者自立支援協議会運営事業、④理解促進等推進事業の4つの事業を委託している。

## 2. 赤穂市障がい者基幹相談支援センターの基幹相談支援事業について

委託事業のなかで基幹相談支援事業については、地域における障がい福祉の相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人に関する相談に応じ、必要な助言や情報提供を行うなど総合的な相談業務を行っている。

相談業務については、窓口、電話等において、市民等からの障がいに関する一般相談 や、関係機関等から寄せられた困難対応ケースへの対応など、年間800件程度の相談 が寄せられる。

市民等への相談対応として、現在、窓口に相談支援専門員を2名配置し業務にあたっているが、新規で相談に来られる方は関係機関を通じて相談される方がほとんどである。障がい者基幹相談支援センターについては、これまでも機会あるごとに広報等で周知しているが、名前が堅苦しく相談しにくいという意見等もあり、市民からの認知度は高いとは言えない状況である。

#### 3. 愛称名検討の経緯

障がい者基幹相談支援センターの窓口には、障がいのある人だけでなく事業所、庁内所管課などからの相談が多数寄せられている。その中で相談に繋がった人から、「このような相談窓口があることを知らなかった」という意見や、「赤穂市障がい者基幹相談支援センター」という言葉が「堅苦しく相談しにくい」といった意見もあり、赤穂市障がい者基幹相談支援センターが障がいに関する相談窓口として市民に広く周知するため、分かりやすくやわらかい愛称名を付け、より多くの人に気軽に相談していただける窓口を目指すこととした。

また、赤穂市障がい者基幹相談支援センターへの相談は、障がいのある方やその関係者の経済的なこと、家族のこと、就労のこと、将来のことなど多岐にわたり、センター単独ではなく、同じ社会福祉課の生活困窮者自立支援機関等と連携して相談や支援にあたることも多いことから、関係する機関と愛称名を統一したり、関連性を持たせるこ

とで、福祉に関する相談として入り口を広げ、悩みを抱えている人が相談に訪れやすい 窓口となることも念頭に検討することとした。

検討にあたっては、赤穂市障がい者基幹相談支援センターの相談員と協働し、赤穂市 障害者自立支援協議会の相談支援部会の構成員などから候補を募ったのち、令和2年 7月開催の「赤穂市障害者自立支援協議会」において、別紙の案をもとに委員から意見 聴取し、その後、社会福祉課内で協議し、障がい者基幹相談支援センターの受託者であ る医療法人千水会とも協議のうえ決定したものである。

#### 4. 社会福祉課相談窓口について

障がい者基幹相談支援センターへの相談については、「どこに相談したらいいのかわからなかった」という人が多くおられる。それは、障がい者基幹相談支援センターの認知度が低いだけでなく、障がい以外の様々な問題が根底にあるためと考えられ、ベースに障がいがあるがゆえに生じる生活の中の様々な課題は、センターだけでなく生活困窮担当との連携が必要なことが多く、障がい者基幹相談支援センターだけで解決できることは少ないことから、係の枠を超えた相談・支援体制が不可欠である。まずは相談者に寄り添って話を聞き、各関係機関への架け橋となることが相談支援であり、今後社会福祉課の相談窓口が担う役割であると考えている。